

件名	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	福祉課
関係課	
改正対象	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号） 改正後の子ども・子育て支援法施行令第4条、第13条、第14条
制定（改正）理由	<p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴う改正で、「子育てのための施設等利用給付」制度が創設された。保護者は、この制度により市町村から支給される施設等利用費を子どもが利用する施設・事業の利用料の支払に充てることで、利用料の無償化を実現するものである。</p> <p>市町村において、従来から「子どものための教育・保育給付」の認定により施設型給付費の支給を行っており、それに加え、今後は、「子育てのための施設等利用給付」の認定も同様に行っていく必要がある。</p> <p>今回創設された「子育てのための施設等利用給付」の認定と、従来の「子どものための教育・保育給付」の認定とを区別するため、子ども・子育て支援法中の「子どものための教育・保育給付」の認定に係る用語が変更された。</p> <p>また、子ども・子育て支援法施行令の改正で、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者について、利用者負担額の上限を0円とする改正が行われた。</p> <p>これらのことを踏まえ、所要の改正を行う。</p>
制定（改正）の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改正により新たに設けられた用語に伴う所要の改正 「支給認定」 → 「教育・保育給付認定」 「支給認定保護者」 → 「教育・保育給付認定保護者」 「支給認定子ども」 → 「教育・保育給付認定子ども」 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例において、満3歳児以上保育認定子どもの利用者負担額の上限額を0円とする改正が行われる。これを受けて、保育認定子どもの利用者負担額を記載する別表から該当箇所を削る。 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例において、教育認定子どもの利用者負担額の上限額を0円とする改正が行われる。これを受けて、利用者負担額の日割り計算方法の条項と利用者負担額を記載する別表を削る。 改正後の子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第8号において、満3歳未満保育認定子どものうち非課税世帯の利用者負担額が0円とされた。これを受けて、利用者負担額を記載する別表の該当箇所を改正する。 改正後の子ども・子育て支援法施行令第13条第2項において、多子軽減のカウント対象児である負担額算定基準子どもに、企業主導型保育事業に係る施設を利用する児童と居宅訪問型児童発達支援を受ける児童が追加され、小学校1年生から3年生の児童が除外された。これを受けて、別表第1（第3条関係）備考5、6の第二子の利用者負担額が半額になる特例に関する表記を、改正後の子ども・子育て支援法施行令第13条、第14条に合わせた表記に変更する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	